



第44号様式 (第38条関係)

29武都ま第332号  
平成29年9月14日



武蔵野市長 殿

武蔵野市まちづくり委員会委員 様



調整会報告書

武蔵野市まちづくり条例第63条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

|             |      |   |
|-------------|------|---|
| 開発事業の名称     |      | 武蔵野赤十字病院施設整備事業 (改築・改修工事)  |
| 開発区域<br>の場所 | 地名地番 | 武蔵野市境南町1丁目10番2他   |
|             | 住居表示 | 武蔵野市境南町1丁目26番以下未定   |
| 調整会の開催の経緯   |      | 平成29年7月24日付けで武蔵野市長から調整会の開催の要請があったため   |
| 出席者         | 委員   | 作山康委員長、山内章委員  |
|             | 関係人  | <p>1 調整会開催請求者<br/>           [Redacted] 他17名<br/>           (出席 [Redacted]<br/>           [Redacted]<br/>           [Redacted])</p> <p>2 開発事業者<br/>           武蔵野赤十字病院 院長 泉並木<br/>           (出席 代理人<br/>           武蔵野赤十字病院 [Redacted]<br/>           株式会社欠米設計 [Redacted])</p> |
| 議事要旨        |      | 別紙のとおり  |
| 整理又は調整事項    |      | 別紙のとおり  |
| 本委員会の意見     |      | —   |
| 備考          |      | <p>1 開催日時 平成29年8月23日(水曜日)<br/>           午後6時30分から午後9時10分まで</p> <p>2 開催場所 武蔵野市役所 東棟 8階802会議室</p>  |

1 調整会の開催請求理由

事業者から立体駐車場は造らない、また北東部にも緑地を確保する計画に変更し、詳細は次回住民説明会で説明するという見解書が公表された。合わせて、安全な通学路を確保するため道路・歩道環境への配慮、周辺住宅環境の維持、福祉環境の整備を目的とした提案や要望については難しい、あるいは今後引き続き協議するとの見解が示された。

次回説明会で説明される計画案に、下記項目について反映を要望するため、調整会開催を請求する。

- (1) 北東部の緑地についての構想及びビル風対策の確認
- (2) 救急車両出入口、西側交通量と渋滞予測
- (3) サービス車両出入口、出入り台数（頻度）
- (4) 職員駐輪場（350台）の位置及び出入口分散化
- (5) 北側東部歩道拡幅（セットバック）、歩行者・自転車分離道 他

2 議事の要旨

(1) 調整会における開催請求者の意見、主張等

ア 敷地北東部の公園について

(ア) 敷地北東側に計画されている公園は、現計画より広げ、最大限面積を確保してほしい。

(イ) 敷地北東側の交差点は自転車の飛び出しが多く、事故が発生しやすいうえに、新棟建設に伴い、さらに交通量が増えることを危惧している。

事業者の方で市と協議して、隅切りを設ける等敷地北東側にある交差点の安全を確保するような対策を取ってほしい。

イ 通学路である北側道路が車両等の出入口となることについて

(ア) 出入口付近で事故が起こらないよう、自動車及び自転車の通行に配慮してほしい。

(イ) 敷地北側道路の交通量に大きく影響を与えるため、サービス車両の出入り状況、出入り台数を確認したい。

(ウ) 敷地北側の駐輪場においては通学時間帯の少なくとも7時から9時の間は自転車の出入りを禁止し、車両等の出入りを最低限にしてほしい。

ウ 救急車両出入口の西側への変更について

(ア) 敷地北側道路は向かいの住民にとって南側に位置するため、多くの住居で庭や窓を設けており、プライバシーや騒音の影響を受けや

すく、住環境が悪化することを懸念している。

- (イ) 敷地北側に出入口を設ける一つ目の理由として、前面道路の交通量が少なく渋滞しにくいことを挙げていたが、新武蔵境通りが拡幅されたことに伴い、新棟が竣工する5年後には当該道路の交通量は増え、西側道路の交通量が減るのではないか。

5年後の交通量予測調査の結果によって、敷地北側に入口を設ける前提が覆れば、建物の配置や救急車両の出入口を見直す可能性はあるのか。

- (ロ) 敷地北側に出入口を設ける二つ目の理由として、一般車両と救急車両の動線が重ならないことを挙げていたが、現在の運用として、救急車両は一般車両入口のある敷地西側道路を通過し、敷地南側にある入口から入庫しており、動線は重なっている。交通量が減れば敷地西側に一般車両と救急車両の出入口を設けても問題ないのではないか。

- (ハ) 敷地西側に救急車両の出入口を設けない理由に見通しが悪いことを挙げるなら、樹木の伐採をすれば解決する。

既存樹木を残すことが重要なのは理解するが、現在正面ロータリーにある大樹について伐採する計画であるため、受水槽予定地の西側にある樹木を伐採するのも同程度の影響で問題が無いのではないか。

また、救急車両の出入口を敷地北側のみにせず、敷地西側にも設けて分散化させ、敷地北側住民に対する騒音対策としてほしい。

- (ニ) 通学路上に救急車両の出入口ができるというのは、児童の安全を十分確保できるか不安に感じる。

- (ホ) 血液センターの南側に受水槽を計画しているが、北側道路に寄せる位置に変更すれば、建物配置を現計画のまま、西側道路から救急車両の出入口を設けることも十分可能ではないか。

#### エ 駐輪場の分散化について

- (イ) 自転車置き場の使用開始時期を確認したい。

- (ロ) 自転車の出入口をなるべく分散してほしい。集中する時間帯だけでも交通整理員を配置してもらいたい。

#### オ 敷地南側の駐車場の立体化について

- (イ) 敷地南側にある平面駐車場を立体化すれば、北側の駐車場を設置する必要がなくなるのではないか。

#### カ ビル風対策について

- (イ) 以前示されたビル風シミュレーションをみると、ランク2から3

の影響を受ける箇所があると予想されているが、影響を最小限にするような防風対策をお願いしたい。

キ 救急車のサイレンについて

(ア) 現在敷地南側に救急車の出入口がある状況であっても、サイレン音で飛び起きる程の騒音を感じている。出入口がさらに近づくと考えると非常に不安である。救急車両が出入口付近まで来た場合にはサイレンを消すといった内容について覚書を結びたい。

(イ) 新棟建設に伴い、救急体制は強化されるのか。

(ウ) 救急車両の受け入れ台数が平成 28 年度は 26 台ということだが、一時間に一台程度受け入れていることになる。サイレンの音については近隣住民に配慮してほしい。

ク 敷地東側における歩道状空地の設置について

(ア) 現在、敷地東側道路には歩道が無い中で、ムーバス、一般車両、自転車、歩行者が混在して通行しており、大変危険である。今回の工事に伴い拡幅し、歩行者と自転車が分離できる道としてほしい。

ケ 日影について

(ア) 日影図は専門的であるため解説するのが難しい。太陽光発電が従来通り稼働するか不安だ。

コ 工事期間中の管理について

(ア) 駐車場の出入口に工事中は警備員等を配置するとの説明を受けているが、工事竣工後も警備員の配置等を予定しているのか。

(2) 事業者の回答

ア 敷地北東部の公園について

(ア) 公園の面積は出来る限り確保し、緑の配置についても配慮したい。

(イ) 隅切りについては道路管理をしている市との協議が必要になり、事業者の一存では決められない。

イ 通学路である北側道路が車両等の出入口となることについて

(ア) 通学路上に車両等の出入口を設けることについて、「絶対事故が起きない」とは言えないが、最大限配慮していく。現在敷地境界に近接している建物が、今回の工事で無くなるため、見通しが改善されるという利点もあるはずだ。出来る限り安全を確保したいという気持ちで設計している。

(イ) サービス車両の出入り台数について、一番多い曜日に調査を行ったところ、定期的な配送は 43 台の入庫、往復で考えると 86 回の出入りがあり、入庫時間は、午後一時半頃までである。

登校時間帯にあたる朝7時半から8時半の間の入庫は2台であった。

登校時間帯を避けたサービス車両の出入りについては、業者との協議次第で調整は可能である。

(ウ) 敷地北側にある駐車場及び駐輪場は職員用であり、利用は就業開始の8時半前後に集中するため、登校時間帯とは重なる。

(イ) 交通量調査については、歩行者及び自転車も含めることとする。交通量調査は約一か月かかることと、夏休み期間中は特殊な交通量となるため、今回の調整会において交通量に関する回答を用意することができなかった。

ウ 救急車両の出入口の変更について

(ア) 救急車両の出入口は地域の人命の確保を第一優先に考え、検討を行った。敷地西側道路に比べ、敷地北側道路は交通量が少なく、道路幅員が広く、見通しが良い。西側道路には歩道上に樹木が並び視認性に欠ける。このため、敷地北側に出入口を設ける計画としている。

(イ) 5年後の交通量予測に関する要望については、どの程度予測できるかは分からないが、まずは調査を行い、次回説明会で報告したい。

出入口は敷地北側に設けたいと考えているが、交通量を精査し、仮に敷地西側に入口を設けた方が望ましいという結果になれば、計画を変更し、樹木の伐採についても市と協議を行う必要が出てくる。

(ウ) 救急車両の出入口には鉄則があり、一つは入口を複数設けないこと、次に一般車両の入口と並行させず、異なる方面に設けることである。理由は、一般車両が誤って救急車両の出入口に入り込み救命活動の支障になることを防ぐことと、一般車両に起因する渋滞や事故による遅滞を未然に防ぐことである。

鉄則に反する場合に、救急車両の出入口にゲートバーを設ける手法もあるが、救急車両がゲートバーを解除するための時間と手間が増えることになる。

(エ) 受水槽は4、5m程度の長大な壁面となるため、景観に配慮し、敷地北側道路から離隔をとる位置に計画している。

エ 駐輪場の分散化について

(ア) 駐輪場の使用については、準備工事を含めると2年半は使用できない。工事期間中の代替や使用制限については今後検討するが、近隣に違法駐輪が起らないよう対応していきたい。

(イ) 敷地北側に設置する駐輪場の台数については当初案より200台程

度減らした。入口の分散化についてはできるだけ努めるように、今後検討をしていきたい。

(ウ) 通学時間帯の出入り規制等について、検討を行っていきたい。

オ 敷地南側の駐車場の立体化について

(ア) 敷地内でバランスよく緑化を行うため、駐車場も分散している。

(イ) 職員用施設の配置の関係で、職員用の駐車場が敷地北側に必要になる。

(ウ) 南側に設ける特段の理由がないため、南側の立体駐車場は計画していない。

カ ビル風対策について

(ア) ビル風対策については、まず樹木で対応する。シミュレーション結果次第では、壁の設置も考えられる。出来るだけ影響を受けない計画になるよう引き続き検討し、外構に関する市との協議が整った段階で最新のビル風予測調査を行う。

キ 救急車のサイレンについて

(ア) サイレンは、消防庁との調整が必要になるが、安全を確認できない限りは消せないで、ある場所にきたら必ず消すという約束をするのは難しい。

現状を考えれば、敷地北側道路は交通量が少なく、見通しも良いため、敷地西側に入口を設ける場合より、早いタイミングでサイレンは消すことができるのではないかと。

(イ) 救急は断らないという方針であり、救急車の受け入れ台数は増加傾向にある。実際、救急車両の一日当たりの受け入れ台数は、平成27年度は23台、平成28年度は26台と増加している。新棟建設に伴い病床数は減るが、救急専用の病床が増えるため、救急体制は強化される。

(ウ) 救急車のサイレン音について、ボリューム調整はできないが、住宅用の低めの音の設定に切り替えることは出来ると聞いているが、消防庁に確認する。

ク 敷地東側における歩道状空地の設置について

(ア) 敷地東側道路のうち、敷地北東側の公園に沿った一部を歩道状空地とする計画である。

仮に将来的に北から南までつながる歩道状空地を整備できたとしても、自転車・歩行者を分離する幅員の確保は難しい。

ケ 日影について

(ア) 太陽光パネルの位置が分かれば日影図を重ねることも可能である

ため、具体的な位置を示してほしい。

コ 工事期間中の管理について

- (7) 工事期間中は警備員を配置し管理を行うが、竣工後は警備員の配置は考えていない。竣工後は職員用の駐車場・駐輪場になるため安全な利用をするよう運用していく。

3 整理又は調整事項

調整会開催請求者及び開発事業者双方の主張並びに調整委員との意見交換を経て、以下の点について双方の確認を取った。なお、大規模開発基本構想に係る調整会は今回をもって終了とする。

(1) 敷地北東部の公園について

請求者からは公園をなるべく広く、見通しを良くしてほしいという要望があった。敷地北東側の交差点においては事故等の問題もあるため、交差点部分の見通しの配慮に関して、設計には十分工夫をしてほしい。

事業者からは、公園をなるべく広くという要望については努力したいという回答もあり、さらに公園内に樹木を配置することでビル風対策にも効果があるということで、前向きな歩み寄りがあったと考える。

調整委員としては、事業者には開発基本計画時においても、設計をより一層工夫をし、公園内の常緑樹の配置についても具体的に計画し、それを含めたビル風対策のシミュレーションをしてもらいたい。

(2) 通学路である北側道路が車両等の出入口となることについて

請求者からの要望を受け、事業者からは、自動車、自転車、歩行者の交通量及び出入口の自動車等の量について推計を行い、影響を調査して検討するという回答を得ており、一定の歩み寄りがみられたと評価する。

(3) 救急車両の出入口の変更について

請求者から、北側道路に設けている救急車両の出入口を、西側道路に変更してほしいという要望があった。事業者からは、基本的に北側からの出入口としたいが、今後の詳細な交通量等の調査の中で影響があれば対応を考えるという回答であったころから、一定の歩み寄りがあったと考える。

(4) 駐輪場の分散化について

駐輪場の分散化については、事業者から一層分散化を検討するという回答があったため、一定の歩み寄りが見られたと判断する。

(5) 敷地南側の駐車場の立体化について

事業者からは、敷地北側において、一定程度は駐車場が必要となるた

め、南側を立体化しても北側の駐車場を減らすことにはならないという回答であった。このため、対立したままと評価する。

(6) ビル風対策について

事業者からは、樹木の配置で対応し、シミュレーションの中で必要があれば壁を設ける等の対応を取るという回答があり、歩み寄りがみられた。

調整委員としては、ビル風対応策として納得できるようなシミュレーション、データ開示を行うことを要望する。

(7) 救急車のサイレンについて

事業者からは、現在消防庁に申し入れている内容を引き続き申し入れていくことで、住民の不安を低減させていくという歩み寄りがあったものの、請求者が十分納得できる内容ではなかったため、対立したままという整理とする。

(8) 敷地東側における歩道状空地及び自転車レーンの設置について

敷地北東部に設ける公園の一部に歩道状空地を設けるという事業者の回答は、請求者側の求める敷地東側の全体に歩道状空地及び自転車レーンの設置とは、かけ離れていることから、対立したままであると判断する。

(9) 日影について

日影図を普段見慣れていない住民にとって、図面の解説は困難である。このため、請求者は事業者に対して、特に太陽光パネル等への影響を含めた丁寧な説明を求めたところ、事業者からは詳細な位置が分かれば調査して影響を検討するという回答があった。請求者側からも事業者に情報を提供し、今後の対応について協議を進めてほしい。

(10) 工事期間中の管理について

事業者からは、工事期間中における配慮に関して協定等の締結も含め十分配慮するという回答を得ていることから、一定の歩み寄りがあった。

以上 10 点に加え、調整委員としては、調整会を開く以前の段階で敷地北東側の立体駐車場を平面駐車場に変更するという事前の歩み寄りがあり、事業者からは一定程度住民に対する配慮があると評価する一方、住民にとっては環境の大きな変化に不安を感じることも理解できる。

救急車両の出入口については、全体の合理性を考えた判断が必要となることから、今後の調査で得られたデータを含め、多くの住民が納得できるような合理的説明を丁寧に行うことを事業者に要望したい。

以上